

安全保障理事会決議 2147 (2014)

2014年3月28日、安全保障理事会第7150回会合にて採択

安全保障理事会は、

コンゴ民主共和国 (DRC) に関する安保理の従前の諸決議および安保理議長諸声明、特に安保理諸決議 2136 (2014)、2098 (2013)、2078 (2012)、2076 (2012) および 2053 (2012) を想起し、

安保理決議 2086 (2013) を想起した当事国の同意、中立性および自衛並びに職務権限の防衛を除く外、武力の不行使を含む平和維持活動の基本原則を再確認し、そして各平和維持活動の職務権限は、関係国の必要性および状況に対して限定的であることを認識し、

DRC 並びに同地域の全ての国家の主権、独立、統一および領土保全に対する安保理の強い公約を再確認した不干渉、善隣および地域協力の原則を十分に尊重する必要性を強調し、

法の支配、人権および国際人道法を尊重してその領土における安全を確保したその一般人を守る DRC 政府の主要な責任を強調し、

東部 DRC が、くり返される紛争のサイクルおよびコンゴ人と外国人双方の、武装集団による執拗な暴力に苦しみ続けてきたことに留意し、そしてこれらのくり返される暴力のサイクルに終止符を打つため紛争の根本原因に対処する必要性を強調し、

東部 DRC における平和と安全を回復するための国際連合事務総長、大湖地域国際会議 (ICGLR)、南部アフリカ開発共同体 (SADC) およびアフリカ連合 (AU) の努力を歓迎し、そして DRC 政府に対し、これらおよび他の国際的な当事者との緊密な協力を確保し続けることを奨励し、

その保証団、すなわち国際連合事務総長、AU 委員会の委員長、SADC の議長および ICGLR の議長の後援の下での、コンゴ民主共和国および同地域のための平和、安全、協力枠組 (PSC 枠組) の 2013 年 2 月 24 日のアジス・アベバにおける調印を想起し、そして全ての当事者に対し、迅速に、完全にま

た誠実に自らのそれぞれの公約を実施し続けることを求め、

地域監視メカニズムの 2014 年 1 月のコミュニケにおける幅広い政治的対話を求める呼びかけおよび ICGLR の議長としてのその役割におけるアンゴラにより始められた主要署名国間の最初の対話を歓迎し、DRC および大湖地域における紛争の根本原因を解決するための PSC 枠組の支援を得たそのような対話の継続を奨励し、また大湖地域担当事務総長特使の継続的関与を歓迎し、

自らの職務権限を遂行する、事務総長特別代表（SRSG）および国際連合コンゴ民主共和国安定化ミッション（MONUSCO）に対する安保理の強い支援を再確認し、またその努力の継続を強く奨励し、

外国および国内の武装集団の現行の不安定にさせる活動に帰する東部 DRC における治安および人道危機に関する安保理の深い懸念をくり返し表明し、そしてルワンダ解放民主軍（FDLR）、民主同盟軍（ADF）、神の抵抗軍（LRA）、バカタ・カタンガおよび様々なマイ・マイ集団を含む、全ての武装集団を無力化することの重要性を強調し、

3 月 23 日運動（M23）による暴動の終わりおよび ICGLR の議長としてのウガンダにより促進されたカンパラ対話に結論を下す文書の、M23、DRC 政府、SADC および ICGLR によるナイロビにおける署名を歓迎し、署名された文書の全ての規定が迅速にそして誠実に実施されることおよび、これに関連して、M23 が、ナイロビ宣言および関連する安全保障理事会諸決議に従って、再編成せずまた軍事活動を再開しないことを確保することの重要性を強調し、

その指導者や構成員に、その期間中フツ族や集団殺害に反対したその他も殺害され、ルワンダや DRC における民族に基づくまた他の殺害を助長しまた犯し続けてきた、ルワンダにおけるツチ族に対する 1994 年の集団殺害の実行者を含む国連制裁の下にある集団の FDLR により与えられた持続的な地域的脅威に関する深い懸念を表明し、そしてこの脅威に永続的に対処することの重要性を強調し、

FDLR 並びに他の武装集団が、DRC における移動の自由をもち続けていることに懸念を表明し、地方レベルでの FDLR との FARDC の共同作業を示している報告に深い懸念をもって留意しまたこれに関連して FDLR を無力化するための、MONUSCO により支援された FARDC による計画を歓迎し、そして当該計画を持続的な活動にする必要性を強調し、

S/PRST/2013/18 および S/PRST/2013/6 を含む、中部アフリカ地域と LRA に関する安全保障理事会議長諸声明を想起し、LRA に対する戦いにおいて MONUSCO により遂行されている重要な現行の取組を賞賛し、AU 地域的タスクフォースの更なる取組を奨励しそして関連する国連機関、AU 地域的タスクフォース地域部隊および LRA の脅威に取り組んでいる非政府組織との間のより一層の協力と情報共有を促し、

290 万人以上に現在達している、DRC における国内避難民の増加している数および同地域における様々なコンゴ人の並びに外国人の武装集団を原因とする東部 DRC からの 45 万人以上の難民に関して深い懸念を表明し、DRC および同地域における全ての国家に対し、適切な場合には、UNHCR の支援を得て、DRC への難民の最終的な自発的帰還および再統合に資する平和的環境に向けて活動することを求め、DRC からの難民に対して近隣諸国により提供された支援をこれに関連して称賛しそしてルワンダおよびウガンダ両政府、国際連合並びに国際機構に対し、ウガンダおよびルワンダにおける M23 元戦闘員の状況に緊急に対処するため協働することを奨励し、

2013 年 3 月 18 日に DRC からルワンダに、安全保障理事会により指定された個人を含む、多数の M23 戦闘員が逃げてから 1 年以上が経ったことに留意し、関連する国連および国際機関の支援を得た、ルワンダ政府に対し、これらの戦闘員が永続的に動員解除されまた彼らの中の子どもと女性に対する特別な注意を含む関連する国際法に従って扱われることを確保し続けることを奨励し、また決議 2136 (2014) により更新された、加盟国の義務を想起し、

紛争における全ての当事者に対し、人道支援関係者の公平性、独立性および中立性を尊重することを求め、

とりわけ東部 DRC における、一般住民に重大な影響を与え続けている人道状況および執拗な激しい戦闘および人権の違反と侵害並びに国際法違反に大きな懸念を残しつつ、文民に対して対象を特定した攻撃、広範な性的およびジェンダーに基づく暴力、特定の紛争当事者による子どもの組織的な勧誘と使用、相当な数の文民の移送、裁判外の処刑および恣意的な逮捕に関与したものをとりわけ非難しそして DRC における安定、再建および開発努力に対するその有害な影響を認識し、

女性、平和および安全保障に関する安保理諸決議 1325(2000)、1820(2008)、1888(2009)、1889(2009)、1960(2010)、2106 (2013) および 2122 (2013)、武力紛争下の文民の保護に関する安保理諸決議 1265 (1999)、1296 (2000)、1674 (2006)、1738 (2006) および 1894 (2009)、並びに子どもと武力紛争に関する安保理諸決議 1612 (2005)、1882 (2009)、1998 (2011)、2068 (2012) および 2143 (2014) を想起し、

コンゴの治安機関に対して人権、子ども保護および性的やジェンダーに基づく暴力からの保護における訓練を提供している MONUSCO および国際的な協力機関の取組を歓迎しまたその重要性を強調し、そして PSC 枠組和平プロセスにおける女性の完全な参加を確実にするための取組における PSC 枠組のための女性のプラットフォームの設立を歓迎し、

DRC の国家戦略の実施および 2013 年 3 月 30 日にキンサシャで採択された紛争下の性的暴力に対する闘いに関する DRC 政府と国際連合との間の共同コミュニケに示された公約を通したものを含む、紛争下の性的暴力と闘うために DRC 政府により為された現行の取組に留意し、そして DRC 政府に対し、これに関連したその取組を増すことを奨励し、

2014 年 1 月 31 日にアジス・アベバで採択された紛争下の性的暴力担当事務総長特別代表の国際連合事務所とアフリカにおける紛争に関連した性的暴力の予防と対応に関するアフリカ連合委員会との間の協力枠組の採択を確認し、

武力紛争の状況におけるレイプおよび性的暴力の他の形態のパターンに対し責任を有する当事者の一覧表を含む事務総長報告書 S/2014/181 に留意し、

DRC の陸軍 (FARDC) の兵士により犯されたと報告されている 2012 年 11 月のミノバおよび周辺の村における大量レイプを非難し、コンゴ当局によりその後遂行された捜査および逮捕並びに進行中の第一審に留意し、起訴された者の審理が遅れていることに懸念を表明し、そしてコンゴ当局に対し、全ての捜査および審理が適法手続を尊重することを確保する一方で責任を有する実行者の責任を問うことを促し、

適用可能な場合には、子どもに対する暴力または侵害並びに性的およびジェンダーに基づく暴力行

為に関与した者を含む、国際人道法の違反または人権の違反と侵害に責任を有する全ての者が迅速に身柄を拘束され、訴追されそして責任を問われることを求め、

DRC 政府による国際刑事裁判所（ICC）との協力の必要性を強調し、同国における、重大な犯罪、とりわけ戦争犯罪および人道に対する罪に責任を有する者の責任を問うために DRC 政府により為された公約を歓迎し、そして同国における戦争犯罪および人道に対する罪に責任を有する者の責任を問うことを積極的に求めることの、およびこの目的のための地域的並びに国際的な協力の、重要性を強調し、

安保理が、集団殺害罪、戦争犯罪、人道に対する罪または人権および国際人道法の重大な違反に対する恩赦の何らかの支持を拒否するという事務総長の呼びかけを想起し、そして集団殺害罪、戦争犯罪、人道に対する罪または人権および国際人道法の重大な違反を犯した者を除いている、DRC における恩赦法の発布をこれに関連して歓迎し、そして DRC 政府に対し、DRC が刑事責任の免除に効果的に対処することを確実にするため必要な司法改革を行うことにより後続くことを促し、

DRC 政府に対し、優先行動計画の採択を通じたものを含む、PSC 枠組の実施および専門的な、責任あるそして持続可能な治安部隊の迅速な設立、責任あるコンゴ文民行政、とりわけ警察、司法、刑務所および領域行政の策定、並びに法の支配の強化と人権の促進と保護を通して、一般住民を守ることに引き続き全力を尽くすことを促し、

DRC 政府に対し、迅速対応部隊の創設および支援を含む、治安部門改革、治安および司法部門のための行程表の策定、包括的な武装解除、動員解除および再統合（DDR）並びに武装解除、動員解除、帰還、再定住および社会復帰（DDRRR）計画の策定に対するその公約を支持するための速やかな措置を講じることを促し、同政府が、改革に優先順位をつけるためにその全てが必要な資源の割当と政府からの継続した公約を要求している新しい DDR 計画を提案してきたことを、これに関連して留意し、そして今日まで進展が遅いことを遺憾に思い、

全ての当事者が、MONUSCO と十分に協力するという安保理の呼びかけおよび平和維持要員に対するありとあらゆる攻撃についての安保理の非難をくり返し表明し、そのような攻撃に対して責任を有する者は責任を問われなければならないことを強調し、そして MONUSCO 平和維持要員に対する攻撃を計画し、指示し、後援しまたは参加する個人および団体に対する決議 2136（2014）の第 3 項に定め

る制裁措置を延長するその決定を想起し、

事務総長が、国連の現場の安全保障体制を強化しまた全ての軍事派遣部隊、警察官、軍事監視員および特に非武装の監視員の安全および防護を改善するために必要とみなされるあらゆる措置を講じるという安保理の呼びかけをくり返し表明し、

MONUSCO の著しい犠牲を認識し、その職務権限、とりわけ文民の保護を十分に実行するために MONUSCO の広範な部隊構造を支援してまたそれと協力して活動するその介入部隊を含む、MONUSCO により講じられた積極的な措置を称賛し、また同派遣団によるこれらの取組の継続を奨励し、

文民保護が成功することは、MONUSCO の職務権限の遂行と改善された治安環境の提供にとって極めて重要であることを確認し、これに関連して、MONUSCO が文民保護に対するその対処方法を通して文民への攻撃を上手く阻止してきたことを認識しそしてより柔軟に、汎用性のあるそして東部 DRC 全体にわたって広く展開可能なものになることによるものを含む、同派遣団の包括的文民保護戦略の提供を高めるために部隊を適合させるために同使節団により行われた努力を歓迎し、

その職務権限の実施に対する脅威を阻止する MONUSCO の重要性を強調し、

恒久的な平和および安全のための包括的戦略に対する MONUSCO の貢献を認識し、MONUSCO が早期平和構築に対しておこなった貢献に感謝の念をもって留意しまた MONUSCO の活動が、紛争後の平和構築、武力紛争への逆戻りの防止および持続可能な平和と発展に向けた進展を促進するような方法で実施されるべきであることを強調し、

文民に対する脅威を永続的に削減することのために PSC 枠組の完全且つ緊急の実施の重要性を強調し、安全上の課題に対処することまた PSC 枠組の第 5 項において表明されたように DRC 政府の国家権限を拡大することを DRC 政府に可能にするためそれに対する支援を強化する MONUSCO の必要性に留意し、そして同地域における紛争の原因に終止符を打つための包括的な和平プロセスの必要性を認識し、

DRC における事態が、同地域における国際の平和および安全に対する脅威を構成し続けていることを認定し、

国際連合第 7 章にもとづいて行動して、

MONUSCO の職務権限

1. その介入部隊を含む、DRC における MONUSCO の職務権限を、19,815 名の軍事要員、760 名の軍事監視員および参謀将校、391 名の警察要員、1,050 名の編制された警察部隊の承認された部隊上限の範囲内で、特別な原則に基づいてまた前例を作ることなしにまたは平和維持活動の合意された原則を害することなしに、2015 年 3 月 31 日まで、延長することを決定する。

2. 東部 DRC における平和と安定並びに文民保護に関する良い影響について、その介入部隊を含む MONUSCO を称賛し、派遣団の職務権限の遂行における SRSG により行われた行動を完全に支持し、そして MONUSCO に対し、あらゆる軍事派遣部隊、警察官、軍事監視員そして特に非武装の監視員の安全と防護を念頭におきつつ、事務総長報告書 (S/2014/157) に従って、MONUSCO の職務権限の全体の実施において、部隊の相互運用性、柔軟性および有効性を最大化することを奨励する。

3. 介入部隊についてのものを含む、明白な出口戦略の必要性に留意し、そして MONUSCO とその職務権限の将来の再編成は、現場での状況の評価および派遣団の概念に定められているように、文民の保護、安定および PSC 枠組の実施の支援という三つの優先事項に沿って、DRC 政府並びに PSC 枠組の他の全ての署名者による実施の文脈における、次の目的に向けた進展に基づいて決定されるべきであることを決定する。

(a) コンゴ人のまた外国人の武装集団により与えられた脅威、性的およびジェンダーに基づく暴力を含む、文民に対する暴力並びに子どもに対する暴力をコンゴの司法および治安機関により効果的に管理されることができる水準まで削減すること。

(b) 紛争の影響を受けた地区に、治安機関を含む、機能的な、専門的な、そして責任のある国家機関の設立を通して、また不安定の危険を削減する、適切な政治空間、人権の促進と保護および信頼に足る選挙過程を含む、強化された国内慣行を通して、安定させること。

4. MONUSCO が、上記第3項に詳述された目的の遂行において、以下の任務を果たすために必要なあらゆる措置を講じる権限を与える。

(a) 文民の保護

(i) その作戦地区において、紛争に関与した当事者のいずれかから生じる暴力の文脈において、積極的に巡視すること、避難民および難民キャンプに集まっている文民、人道支援要員並びに人権擁護者にとりわけ注意を払うこと含んで、物理的な暴力の脅威の下にある文民の保護を確実にしまた軍事活動の前、最中およびその後の文民に対する危険を軽減する。

(ii) 国際連合要員、施設、設備および装備の保護並びに国際連合および関連要員の安全と移動の自由を確実にする。

(iii) 文民に対する脅威を特定しそして既存の予防および対応計画を実施しまたあらゆる形態の性的およびジェンダーに基づく暴力並びに子どもに対して犯された侵害および虐待を含む、人権侵害や国際人道法の違反からの文民の保護を確実にするため、合同計画立案を含む軍民協力を強化するため DRC 政府と協働し、そして MONUSCO に対し、子ども保護とジェンダー関係があらゆる作戦および MONUSCO の活動の戦略的側面に統合されることまた紛争に関連した性的暴力への予防と対応に関する公約を求めるため、紛争に関連した性的暴力に関する監視、分析および報告措置の実施と決議 1960 (2010) と 2106 (2013) で求められたように女性保護アドバイザーの迅速な展開を加速することを確実にすることを要請する。

(b) 介入部隊を通じた武装集団の無力化

DRC 当局を支援して、情報収集および分析に基づいて、そして文民保護に対する必要性を十分に考慮してまた軍事活動の前、最中およびその後の文民に対する危険を軽減し、強固な、高度に機動性のあるまた汎用性のあるやり方で且つ国際人道法を含む国際法および非国連部隊に対する国連支援についての人権デュー・ディリジェンス政策 (HRDDP) を厳格に遵守して、単独または FARDC との合同のいずれかで、介入部隊を通して対象を特定した攻撃作戦を実施し、MONUSCO 全体と協力して、あらゆる武装集団の拡大を予防し、これらの集団を無力化し、そして国家権力に対する武装集団により与えられている脅威を削減する目的および東部 DRC における文民の安全に貢献し並びに安定化活動のための空間を作るために彼らを武装解除する。

(c) 武器禁輸の履行の監視

決議 1533 (2004) により設立された専門家グループと協力して、決議 2136 (2014) の第 1 項に詳述された武器禁輸の履行を監視する、またとりわけ 2013 年 1 月 22 日の安保理の書簡(S/2013/44) により具体化されたように、無人航空システムにより提供された監視能力を用いることにより、決議 2136 (2014) の第 1 項により課された措置に違反して DRC に持ち込まれた武器または関連物資を押収し、収集しまた処分することを含む DRC の東部国境を横断する軍事要員、武器または関連物資の流れを監視し且つ報告しそして専門家グループと関連情報を共有する。

(d) 国内および国際的な司法過程に対する支援の提供

同国における戦争犯罪および人道に対する罪に責任を有する者を逮捕しそして訴追するため、地域の国家および ICC との協力を通じたものを含んで、DRC 政府を支援しそして協働する。

5. コンゴ当局および PSC 枠組により求められた改革と東部 DRC における安定を提供するコンゴ当局の取組を支援する MONUSCO に対して、SRSG の周旋を通じたものを含む、UNCT および他の関係者と調整した、以下の任務に寄与する権限を与える。

(a) DRC による効果的な、包括的なそして責任のある治安および司法機関の設立のための国の戦略の緊急の完了と実施を通じたものを含む、DRC 当局による治安部門改革 (SSR) の国の主体性を奨励し且つ加速し、そして国際的および二国間の協力機関並びに国連システムにより提供された SSR のための支援を調整することにおいて主導的な役割を果たす。

(b) 平和の定着および和解と民主化を促進することを目的とした全てのコンゴの利益関係者の中の包括的でまた透明な政治対話を促進しそして選挙サイクルと憲法に従った信頼に足るまた透明な選挙の準備を奨励する。

(c) 主要な鉱業活動を統制しまた東部 DRC における天然資源の抽出と貿易を公平なやり方で管理する効果的な国内の民間組織の定着を奨励する。

(d) 選挙の文脈におけるものを含む、人権違反および侵害について監視し、報告しそして追跡した国際連合が提供する支援が国際人道法および人権法並び適用可能な場合には難民法に適合するものとすることを確保するため国内の国連システムを支援する。

(e) 監視制度を含む、効果的且つ責任のある治安機関を設立する達成目標と期限を含む明確且つ包括的な SSR 実施行程表の策定と完了を可能にするため DRC 政府に対して周旋、助言および支援を提供する。

(f) 第一段階として、専門的な、説明責任のある、十分に持続したまた効果的な国の防衛部隊の

土台となるべき、詳しく調査された、十分に訓練されたまた適切に装備された「迅速対応部隊」の FARDC 内での設立を含む、軍隊の改革のため、HRDDP を遵守して、DRC 政府に対して周旋、助言および支援を提供し、そして、適切な場合にはまた国際的な協力機関と調整して、SSR 行程表により設定された達成目標および期限の枠内で、可及的速やかに、MONUSCO の介入部隊から治安責任を引き受ける能力を開発すべき「迅速対応部隊」の訓練を支援する。

(g) 軍隊および武装集団と以前関係を有していた子どもの必要性に具体的な注意を払いつつ、東部 DRC の安定した共同体に貢献する平和な文民生活への統合を目的とした、集団殺害、戦争犯罪、人道に対する罪または人権の重大な侵害が疑われていない外国人のおよびコンゴ人の戦闘員のための DDR や DDRRR 計画の立案および実施について DRC 政府への周旋、助言および支援を提供する。

(h) 治安、国家権力を改善した持続可能な社会経済回復の開始を可能にする地区に基づく取組を通じたものを含む、東部 DRC における紛争の影響を受けた地区における持続可能な国家権限と統制の最低限の水準の確立を支援する政府の STAREC と改訂された ISSSS に基づいてことを進める、他の国際的な協力機関と密接に協力した、DRC 政府への周旋、助言および支援を提供する。

(i) コンゴ国家警察 (PNC) の大隊への訓練の提供に、HRDDP を遵守して、貢献することによるものを含んで、警察改革について DRC 政府への周旋、助言および支援を提供する。

(j) 司法改革についてのコンゴの戦略に従って、独立した刑事司法制度および過程、紛争の影響を受けた地区において、警察、司法および刑務所を策定するため、多年にわたる国際連合司法支援合同計画の開発と実施について DRC 政府への周旋、助言および支援を提供する。

(k) 訓練および人権並びに国際人道法違反に関する政府の「ゼロ・トレランス政策」の実施を通じたものを含む、人権を促進した治安部門の一部により犯された、刑事責任の免除と闘う DRC 政府への周旋、助言および支援を提供する。

(l) FARDC による子どもの勧誘および使用並びに子どもに対する性的暴力を防止しそして終わらせるための行動計画の迅速且つ強力な実施において DRC 政府と協力し続け、そして更なる公約を得るためまた適用可能な国際法に違反したそして他の国際人道法違反の子どもの勧誘と使用を防止した終わらせるための期限付きの行動計画の策定と実施に向けて活動するため一覧表に掲載されたあらゆる当事者との対話を継続する。

6. 多次元の平和維持活動は包括的な対処方法を要求することをくり返し表明し、そして MONUSCO の軍事および文民部門に対し、そのそれぞれの比較優位および利用可能な能力に従って明解な分業に集中することを要請する。

7. 治安および開発関係者による現場での統合活動は、治安状況を安定させまた改善しそして国家の支配権の回復を支援するため国の当局との調整を必要とすることを強調し、そして紛争中および紛争後の状況における国際連合活動における一貫性を促進するため現場における全ての国際連合組織の中の統合された努力の重要性を強調する。

責任の移転

8. 事務総長が、同派遣団、UNCT および DRC 政府により分担される任務についての MONUSCO と UNCT との間の現在の分業に関してまた MONUSCO に割り当てられた任務を合理化するため、他の関係者、第一に DRC 政府、しかしまた UNCT や援助供与者に責任を移転することについての行程表に関して報告し続けることを要請し、またこの報告に基づいて MONUSCO の職務権限を検討の下に置き続ける安保理の意図を表明する。

9. MONUSCO に対し、紛争により影響を受けていない州を対象とする平和定着計画の採択と実施に向けて UNCT とコンゴ当局と協働し続けることを求め、また MONUSCO に対し、適当と認められる場合に、これらの州において UNCT とコンゴ当局に任務を移行し続けることを要請する。

10. 国際社会および援助供与者に対し MONUSCO および UNCT を支援することを促しそして DRC 政府および近隣諸国に対し、責任の移転過程に引き続き取り組み続けることを求める。

選挙

11. DRC 政府およびその国内の協力機関に対し、来るべき選挙のための都合の良い条件を創設する自らの主要な責任の遂行において、透明且つ信頼に足る選挙過程を確保することを求め、そして同政府並びに全ての関連する当事者に対し、自由で、公正で、信頼に足る、包括的な、透明な、平和的なまた時宜を得た選挙過程に資する環境、そしてそれは、全ての候補者並びに選挙監視員および立会人、ジャーナリスト、人権擁護者および女性を含む市民社会からの関係者の移動の安全および自由を含む、自由で建設的な政治討論、表現の自由、集会の自由、国のメディアを含むメディアへの平等なアクセス、を確保することを促す。

12. DRC 政府に対し、選挙サイクル行程表および予算を遅滞なく採択すること、およびその採択の事務総長を經由した安全保障理事会への通知を求め、MONUSCO に対し、選挙サイクルを促進するため、適切な場合およびコンゴ当局並びに UNCT と調整して後方支援を提供する権限を与え、またこの支援は、決議 2053 (2012) の第 16 項に規定された基準に従って、選挙過程の運営においてコンゴ当局により為された進展に従って継続的に評価されまた再検討されることを決定する。

PSC 枠組

13. 東部 DRC および同地域の長期の安定を達成するため PSC 枠組を実施することの重要性をくり返し表明する。

14. PSC 枠組の全ての署名国家に対し、誠実に自らの公約を完全にまた迅速に実施し続けることを促す。

15. 自らの主権と領土保全の安全防護対策に主要な責任を有している、コンゴ政府に対し、PSC 枠組の下でのその公約を実施することにおいて更に意味ある進展をなす事を、PSC 枠組の他の署名国と同じように、求める。

16. 大湖地域特使に対し、DRC 担当特別代表と調整してまたその適切な支援を得て、PSC 枠組の下での、また、PSC 枠組に基礎を置く、国内のおよび地域の公約の実施を主導し、調整しそして評価し続けること、ICGLR の議長国としてのアンゴラの指導力の下で既に進行中の主要署名国間の最初の対話に留意しつつそして特使に対しこの過程に関与し続けることを奨励しつつ、紛争の基本的な根本原因に対処する主要署名国間のハイ・レベルな地域の政治的対話を奨励することを求める。

武装集団

17. 同地域で活動している全ての武装集団および彼らの国際人道法並びにその他の適用可能な国際法の違反、および一般住民、MONUSCO 平和維持要員並びに人道関係者に対する攻撃を含む人権侵害、即決処刑、性的およびジェンダーに基づく暴力そして大規模な子どもの勧誘と使用を強く非難し、また

それらに責任を有する者は責任を問われることをくり返し表明する。

18. FDLR、ADF、LRA、バカラ・カタンガおよび様々なマイ・マイ集団があらゆる形態の暴力および他の不安定にさせている活動を直ちに止め、そしてその構成員が、直ちに且つ永続的に解散し、武器を放棄しそしてその兵士から子どもを動員解除することを要求する。

19. FDLR 並びに他の武装集団が、DRC における移動の自由を有していることに懸念を表明し、地方のレベルでの FDLR との FAEDC の共同作業を示している報告に深い懸念をもって留意し、そして FDLR を無力化する、MONUSCO が支援した、FARDC の計画をこれに関連して歓迎し、またそのような計画を持続的な活動にする必要性を強調する。

20. 2013 年 12 月 12 日のナイロビ宣言におけるその公約として、DRC 政府が、国際連合、国際機構および元 M23 戦闘員が難民として発見された近隣諸国と調整して、その DDR 計画を実施するため直ちに措置を講じることを要求し、そしてナイロビ宣言に従ってまた PSC 枠組合意の下の公約に沿って、国際連合および国際機構に対し、自国領域に所在する元 M23 戦闘員の状況に緊急に対処する近隣諸国と協働することを、この点で、要請し、また署名された文書のあらゆる条項が迅速且つ誠実に実施されることおよびこれに関連して、ナイロビ宣言と関連する安全保障理事会諸決議に沿って、M23 が再編成せずそして軍事活動を再開しないことを確実にすることの重要性を強調する。

21. DRC 政府に対し、元戦闘員を効果的に扱うことを可能にするため包括的な DDR および DDRRR 計画を緊急に導入しそして実施することを求める。

22. 安全保障理事会により指定された個人を含む、元 M23 戦闘員が、特に DRC における M23 の敗北の後で、DRC からルワンダおよびウガンダに逃れたことに留意し、ルワンダおよびウガンダ両政府に対し、国際連合や関連する国際機構の支援を得て、その中の子どもと女性に特別な注意を払って、これらの戦闘員が永続的に動員解除されること、コンゴ人戦闘員が DDR 過程を完了するため DRC に戻され、適切な場合には、また関連する国際法に従って扱われることを確保し続けることを奨励し、そして PSC 枠組の下での加盟国の義務および決議 2136 (2014) で更新された制裁体制を想起する。

23. 地域の信頼醸成制度としての拡大合同国境検証機構 (EJVM) に対する安保理の支持をくり返

し表明し、そしてこの制度における MONUSUCO の常駐代表権を許可した ICGLR の決定を歓迎する。

人権／人道

24. DRC 政府に対し、同国における戦争犯罪および人道に対する罪に責任を有する者を逮捕しそして責任を問うことを促し、またこの目的のための地域的協力と ICC との協力双方の重要性を強調する。

25. コンゴ当局に対し、2011 年 11 月 28 日の選挙の文脈において犯された重大な人権違反および侵害について責任を有する者の起訴を確実にすることを求める。

26. DRC 政府に対し、児童と武力紛争に関する事務総長特別代表および紛争下の性的暴力に関する事務総長特別代表とのその協力を基礎を置き続けること、FARDC による子どもの勧誘と使用並びに性的暴力を予防しそして終わらせる行動計画を、適切ならば MONUSCO の支援を得て、強力に実施することを奨励し、そしてカビラ大統領に対し、提案された性的暴力および児童勧誘に関する大統領顧問を迅速に任命することを奨励する。

27. MONUSCO に対し、その職務権限全体を通して分野横断の問題としてジェンダーに対する思いやりを十分に考慮することおよび安定化活動、治安部門改革および武装解除、動員解除および再統合過程におけるもの並びに国内の政治的対話および選挙過程におけるものを含む、あらゆるレベルでの女性の参加、関与および代表を、確保することにおいて DRC 政府を、特に、ジェンダー助言者の提供を通して、支援することを要請し、またこの問題について安保理への MONUSCO による報告の向上を更に要請する。

28. MONUSCO に対し、その職務権限全体を通して分野横断の問題として子ども保護を十分に考慮することおよび子どもに対する違反や侵害を終わらせまた防止するため、特に、DDR 過程および治安部門改革において、子どもの権利の保護が、考慮されることを確保することにおいて DRC 政府を支援することを要請する。

29. 全ての関係者に対し、紛争に関連した性的暴力に対する刑事責任の免除と闘うその努力を強化すること、生存者に対して必要なあらゆる役務を提供すること、および PSC 枠組においてまた PSC 枠

組の実施計画の達成条件、指標および事後措置がジェンダーに配慮していることを確保するための2013年7月11日のブジュンブラ宣言の呼びかけを考慮することを通したものを含む、紛争解決、再建および平和の促進のあらゆる段階において、女性の平等な且つ完全な包括を確保することを求める。

MONUSCO

30. MONUSCO に対し、LRA による攻撃に照らして情報共有の向上のため地域における他の国連派遣団と戦略を調整することを求め、そして第4項(a)に一致した、LRA に対する地域的行動を促進するため国連およびAUにより取られたそれぞれの活動に対する支持をくり返し表明する。

31. MONUSCO に対し、包括的な一般広報戦略を通してその職務権限と活動についての認識と理解を高めるため、一般住民に対する潜在的脅威を特定するためまた文民に対して行われた国際人道法の違反および人権の違反と侵害についての信頼できる情報を集めるため、一般住民とのその交流を高めることを奨励する。

32. 事務総長に対し、性的搾取および虐待に関する国際連合ゼロ・トレランス政策の MONUSOC の完全な遵守を確保するため必要な措置を講じることおよびそのような行為が発生した場合には安保理に通知し続けることを要請する。

33. MONUSCO に対し、国の治安部隊に提供された支援が国際連合人権デュー・ディリジェンス政策を厳格に遵守していることを確保することを要請し、DRC における国際連合システムに対し、HRDDP 実施に関する共同のそして統一的なアプローチを採択することを促す。

34. 全ての当事者が、MONUSCO の活動に十分に協力しそしてその職務権限を実行している国際連合および関連要員に完全な、安全な、直ぐのそして妨害のないアクセスと国際連合人道支援指導原則および関連する国際法の規定を尊重しつつ、困っている住民への、とりわけ DRC の領域全体の、国内避難民への人道援助の時宜を得た提供を許可しまた促進することを要求する。

35. 全ての加盟国に対し、国連人道機関および他の国際機構が十分に資金を供給されそして国内避難民、性的暴力の生存者や他の脆弱な共同体の保護と援助の必要性に対処することができることを確保

するのを助けるために DRC 国連人道アピールへ多大に貢献することを求める。

36. 加盟国に対し、派遣団にとって必要な、残存する軍事的支援、とりわけ軍事的航空資産の誓約および提供を求め、また部隊および警察官提供諸国との緊密な協議の重要性を想起する。

37. 介入部隊の派遣部隊を含む、MONUSCO の全ての派遣部隊が、適切に準備されまたその各々の任務を実行することができるように効果的に装備されていることに留意する。

38. 決議 1533 (2004) により設立された国連専門家グループに対する安保理の完全な支持を表明しそして全ての国家、とりわけ同地域の国家、MONUSCO および専門家グループの間の協力の向上を求め、全ての当事者および全ての国家に対し、自らの管轄権若しくは自らの統制の下にある個人や団体による専門家グループとの協力を確保することを奨励しまた全ての当事者および全ての国家が、専門家グループの構成員やその補助職員の安全およびとりわけ専門家グループがその職務権限の遂行に関連するとみなす人物、書類および場所に対する妨害のないまた直ぐのアクセスを確保するという安保理の要求をくり返し表明する。

戦略的再検討

39. 事務総長が、任務の有効性を増やし続ける必要性を念頭に置きつつ、MONUSCO の将来の目的、活動、出口戦略および資源の効果的な展開に関する勧告を 2014 年 12 月 30 日までに安全保障理事会に提供するため、MONUSCO と DRC における広範な国連の現地関与の徹底的な戦略的再検討を実施することを要請する。

事務総長による報告

40. 事務総長に対し、3 か月毎に、以下について報告することを要請する。

(i) 性的暴力および女性と子どもに関する紛争の影響を含む、現場の状況

(ii) 国の治安部門改革行程表の制定と実施およびコンゴの「迅速対応部隊」の創設を含む PSC 枠組の下でのその公約の実施においてまた DDR および DDRRR 計画の実施に関して DRC により為された進展

- (iii) 介入部隊の活動、上で規定された任務を実施するためのその再編成および現在進行中の他の関係者への責任の移転を含む、MONUSCO の職務権限のそれによる実施
- (iv) 可能な軍事作戦の結果としての国連要員および施設に対する安全および防護のための危険とその見通し並びにその安全を強化しまた危険を和らげるために取られた措置

41. 事務総長に対し、PSC 枠組の下での公約の実施に関して、大湖地域担当事務総長特使および DRC 担当事務総長特別代表と調整して、6 か月毎に安全保障理事会に報告することを要請する。

42. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。